

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

感染症患者等に対する偏見・差別や誹謗中傷はやめましょう

次の行動は、厳に慎んでください。

- 感染症患者・濃厚接触者等の「詮索・特定」
- ソーシャルメディアなどによる感染症患者等の「個人情報の拡散」
- 感染症患者やその家族・勤務先に対する「嫌がらせ」
- 医療従事者等に対するサービス提供拒否等の「排除的な対応」をはじめとする「誤解や偏見に基づく差別的な言動」



また、濃厚接触者等に該当する子どもたちに対する適切な配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談については、青森県方法務局に設置されている下記の相談受付へお問い合わせください。

- ▷みんなの人権110番 TEL0570-003-110（月～金 8:30～17:15）*土日・祝日・年末年始を除く
- ▷インターネット人権相談（<https://www.jinken.go.jp>）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

【新型コロナウイルス感染症に関する予防方法など、一般的な相談や問い合わせ先】

- ▷青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター TEL0120-123-801（24時間対応（土日、祝日含む））
- ▷厚生労働省相談窓口 TEL0120-565653（9:00～21:00受付）
FAX03-3595-2756（聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方）

【感染が疑われる場合】

次の症状がある場合は、すぐに五所川原保健所「帰国者・接触者相談センター」TEL34-2108へご相談ください。

- ▷息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ▷重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患がある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ▷上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ（相談窓口のご案内）

新型コロナウイルス感染症にり患したり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった場合であっても、法令の要件を満たす場合には、申請をいただくことにより個々の状況に応じて、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収納課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713